

## 民生委員・児童委員について

### ○民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員で、民間の立場から公の職に携わります。

宇治市の民生委員・児童委員は311名（定数）います。

（参考：民生委員法 第十四条）

（参考：児童福祉法 第十七条）

## 主任児童委員について

### ○主任児童委員とは

主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。原則として、担当区域を持たず、関係機関と児童委員との連携を図ったり、区域担当の児童委員への援助や協力を行います。

宇治市には、各地区2人ずつ、合計30人の主任児童委員がいます。

（参考：児童福祉法 第十七条）

## 宇治市における民生児童委員協議会について

### ○宇治市民生児童委員協議会

宇治市では15の地区民生児童委員協議会の連合体として宇治市民生児童委員協議会が組織されています。

宇治市民生児童委員協議会においては専任会長1名と各地区の会長・副会長30名で理事会を形成し、毎月1回、行政からの連絡事項などをお伝えしたり、宇治市民児協として取り組む活動を協議したりします。

## －民生児童委員活動の概要－

### 担当区域内での活動

- ・相談、訪問活動（随時）  
民生委員としての支援を必要とする方の把握と支援活動  
民生委員だより（年1回、5月頃）
- ・福祉票の作成（随時）  
民生委員としての支援を必要とする方について福祉票とよばれる所定の用紙へ実態を記入し把握する。点検、整備、分類（年1回、10月）

など

### 地区民児協活動

- ・定例会への参加（月1回）
- ・所属する地区民児協で開催している子育てサロンやその他のサロンへの参加（月1回）

など

### 府・市民児協活動

- ・研修会への参加  
府民児協・市民児協共催 全員研修会（年1回、5～9月に）  
京都府主催 人権啓発研修会および新任民生委員研修（年1回、2月頃）

など

### 行政に対する協力

- ・生活保護受給者に関する意見書（必要時のみ依頼）
- ・行政からの依頼による各種状況の確認（随時）  
府営住宅や市営住宅に入居する際必要となる無職状況の確認  
ひとり親家庭であることの状況の確認
- ・高齢者世帯確認表の作成（必要に応じて）  
高齢者世帯や独居の高齢者について、把握し所定の用紙へ記入し健康生きがい課へ提出することにより、高齢者世帯や独居の高齢者について行政と情報を共有する

など

### 社協事業に対する協力

- ・共同募金運動への協力（10月）  
街頭での募金の呼びかけ
- ・くらしの資金貸付への協力（夏期と冬期の年2回）  
申込が民生委員へあるので民生委員が押印をする。  
申込があった方について貸付を受けるにあたっての意見書を地区の会長を通じて社協へ提出

など

### その他

- ・父子家庭相談指導報告書の作成（年2回）  
父子家庭の世帯についての現状把握と支援の報告

など

## －主任児童委員活動の概要－

### 地区民児協活動

- ・ 定例会への参加（月 1 回）
- ・ 所属する地区民児協で開催しているサロンへの参加（月 1 回）

など

### 府・市民児協活動

- ・ 主任児童委員会への参加  
主任児童委員としての情報交換等
- ・ 赤ちゃん訪問事業への協力  
生後間もない赤ちゃんをもつ家庭への訪問を通し、当該世帯との交流を図る
- ・ 研修会への参加  
府民児協・市民児協共催 全員研修会（年 1 回、5～9月に）  
京都府主催 人権啓発研修会および新任民生委員研修（年 1 回、2月頃）  
府民児協主催 主任児童委員研修会（年 1 回）

など

### 関係機関・団体等との連携

- ・ 市立小・中学校の入学式および卒業式への参列（4月・3月）
- ・ 市立小・中学校の生活指導の先生との懇談（年 1～2回）  
学校が把握している情報と民生委員・児童委員が把握している情報交換と見守り体制の協議
- ・ 児童虐待への取り組み（随時）  
問題を抱えている児童の把握と関係機関（宇治市子育て支援基幹センター、府児童相談所、学校）と情報を共有することで虐待防止に取り組む  
児童虐待の可能性のある家庭に対しては、地区会長および地区担当委員と協力しながら対応を行う
- ・ 悩みを抱える子育て家庭への支援活動（随時）  
育児に戸惑いや悩みを抱えている親に対して、不安や悩みを聞き、アドバイスをを行い、関係機関の情報提供、子育てサロンへの参加を勧めるなど「聴く・支える・見守る」の日常的支援

など

### その他

- ・ 地区の民生委員・児童委員への援助活動（随時）  
民生委員・児童委員が区域内で行う活動に対して、必要な支援や協力を行う

など

## 民生委員法（抜粋）

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
  - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
  - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ② 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- ② 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

## 児童福祉法（抜粋）

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
  - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
  - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。